

神奈川施保連ニュース

発行人 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長 岩本邦雄
編集同上広報部会 HP: <http://w01.tp1.jp/~a368318200/>
発行所 同上事務局 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14 岩本邦雄方
TEL & FAX 045-751-1010



神奈川施保連学習会 7月3日 海老名市文化会館

神奈川県の障害福祉施策の課題と取り組み

講師 神奈川県保健福祉局福祉部
障害福祉課障害サービス担当課長 弘末竜久氏

神奈川県障害福祉計画に関する取組

県の障害福祉計画は障害者総合支援法に基づいて、市町村が定める計画の達成に資するために広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制を確保するための計画です。



ための障害福祉サービスの見込み量を定めています。

第3期計画（H24年度から26年度）の期末実績

①平成17年度の入所者の数値5,807人から、地域生活移行者は915人（18%）、施設入所者は4,892人となり、14人（3%）減少しています。
②地域生活移行先は、6割程度がGH、2割が家庭復帰となつていきます。

障害者差別解消法と県の取組み

(1) 行政機関及び事業者が障害を理由とする差別を解消するための措置。
「不当な差別的取扱いの禁止」は行政・事業者ともに法的義務、「合理的配慮の提供」は行政が法的義務、

事業者は国が示すガイドラインを遵守します。

(2) 差別を解消するための県の取組み

①県の職員全体に職員研修等を実施します。

②職員対応要領を作成・公表し、相談窓口を設置し、障害者差別解消支援地域協議会の設置。

障害者総合支援法の施行後3年の見直しの内容と方向

(1) 障害者の地域生活を支援する新たなサービスの創設。
(2) 障害児に対する具体的なきめ細かなサービス提供体制の構築
(3) サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
(4) 重度訪問介護の訪問先が

入院中の医療機関へも拡大。

高齢障害者に対する支援の今後の課題と取り組み（社会保障審議会障害者部会報告抄）

サービス利用者のうち、65歳以上が占める割合が増加していることから次のような課題がある。

①介護サービス優先の原則下では、障害者サービス固有の支援に限り継続可能。

②従来の体制・人員では十分な支援が行えない。

③高齢化による日中活動に参加、若年者と同様の活動が難しくなるとの指摘がある。

④障害福祉サービス事業所では高齢者対応ノウハウが、介護サービス事業所では障害者に対するノウハウがそれぞれ乏しく、それぞれの支援技術の向上が必要。

⑤障害福祉サービス事業所がサービスを継続して提供できるように介護保険事業所になりやすくする見直しを行うべきである。

⑥送り側の障害福祉事業所と受け入れ側の介護保険施設等の連携と適切な支援が必要である。
⑦障害福祉サービス事業所に心身機能低下に対する支援手法を位置づけるべき。

**社会福祉法人改革
社会福祉法等の一部を
改正する法律の概要**

障害福祉サービスは措置から契約になり、多様な経営主体の参画により取り巻く環境は大きく変化してきており、福祉サービスの需要も多様化複雑化し質量両面のサービスの充実が求められている。
一方、内部留保が膨大だとか一部不適切な運営があるとの報道があり、具体的には、法人内のガバナンスの強化や運営の透明性の確保により、責務を果たしている姿を示すような枠組みが必要と

- ①経営組織の変革。
- ②事業運営の透明性の向上



公益法人と同等以上の運営の透明性確保。
③財務規律の強化
④地域における公益的な取組を実施する責務
社会福祉法の本旨に基づき、無料又は低額な料金により福祉サービスを

学習会を終えて

今回の学習会で、受けた印象は、障害者総合支援法が3年ごとに見直され、行政機関としても、対応にかなり時間がとられており、国の方針と県の方針とのすり合わせの大変さがわかりました。
しかし、障害者を持つ親、兄弟姉妹として、入所施設でなければ安心・安全な生活ができない知的障害のある人たちがいるという実態を踏まえ、国や県・市町村に画的

提供する責務の新設。
⑤行政の関与の在り方
監査情報を法人の指導監督者(市町村、都道府県、厚生労働省)が収集・公表・分析するとともに、情報集約・公表システムを構築する。

な移行を行わないよう見守る必要があると思います。
また社会福祉法人改革の具体化については、施設利用者へのサービス低下を引き起こすことのない様、注視し、必要な提起を行っていく必要があると思います、今後の福祉施策を再度勉強しなければなりません。
お忙しいところ学習会の講師に感謝申し上げます。
文責 広報部会

障害を持つ人たちが病気になったとき、ケガをしたときに備えて

神奈川施保連では、知的障害児者や自閉症児者が病気やケガをしたとき、また、そのために入院したときなどに備え、「やまゆり知的障害児者生活サポート協会」の運営に参加しています。加入資格、その他の詳細は、下記までお問い合わせください。

やまゆり知的障害児者生活サポート協会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内
TEL 045-314-7716 FAX 045-324-0426